

老人保健施設勝央苑(介護予防通所リハビリテーション)に関する 重要事項説明書

※介護保険証の確認

ご利用の申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

1、事業所の概要

(1)事業所の名称等

- ・ 事業所名 社会福祉法人 勝央福祉会 老人保健施設 勝央苑
- ・ 開設年月日 平成10年4月1日
- ・ 所在地 岡山県勝田郡勝央町平242-1
- ・ 電話番号 0868(38)1880 ・ファックス番号 0868(38)1891
- ・ 管理者名 施設長 武部 美江
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設(3353680030号)

(2)介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所・通所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3)施設の職員体制

医師、理学療法士、作業療法士、看護師、介護士、健康運動実践指導者

その他、管理栄養士、支援相談員、事務員など職員を配置しております。

* 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、

認知症介護にかかる基礎的な研修を受講しています。

(4)通所定員 ・1日 45名（通所リハビリテーションを含む）

2、介護予防通所リハビリテーションの概要

介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行ない、利用者心身の機能の維持回復及び、生活機能の維持又は向上を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士・作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3、営業日及び営業時間、実施地域

- ・ 営業日 月曜日から金曜日(但し、祝祭日及び12月29日～1月3日までを除く)
- ・ 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- ・ 実施地域 勝央町、奈義町、津山市、美作市、美咲町

4、サービスの内容

共通サービス

利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

- ① 介護予防通所リハビリテーションサービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 送迎
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護
- ⑦ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑧ 口腔ケア
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 行政手続代行

＜サービスの利用頻度＞

利用する曜日や内容等については、介護予防サービス計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、介護予防通所リハビリテーションサービス計画に定めます。

5、利用料金

5-1 通所リハビリテーション費(保険給付対象)

別紙参照(料金表)

- ◆ 利用者の体調不良者や状態の改善により介護予防通所リハビリテーション計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防通所リハビリテーション計画に定めた期日より利用が多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。
- ◆ 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了したりした場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
 - 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - 二 月途中で要支援から要介護に変更になった場合
 - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

5-2 お支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。
- ・お支払い方法は、口座振替、窓口での現金払い、銀行振込の3つの方法があります

5-3 利用料について

- ・2か月以上利用料金を滞納され、督促をしたにも関わらず15日以内に支払われない場合には利用停止をしていただくこともあります。

6、協力医療機関等

当施設では下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

協力医療機関名	住所
医療法人 さとう記念病院	岡山県勝田郡勝央町黒土45番地

協力歯科医療機関	住所
小坂田歯科医院	岡山県勝田郡勝央町勝間田178番地

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、利用申込書にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7、事業所利用に当たっての留意事項

①現金・貴重品について

紛失、破損することがあってはいけませんので、お持ちにならないでください。

現金をもたれるかたは、3,000円までにとどめてください。

* 紛失等について施設では責任をおいかねます。

②現在服用中の薬がありましたらご持参ください。

③事業所内での喫煙・飲酒は固くお断りします。

④食品の持ち込み、及び利用者様同士の物品のやりとりはご遠慮ください。

⑤病院への受診、入院治療等が必要となった場合には、ご家族に付き添っていただくことありますので、その際にはご協力をお願いします。

⑥職員に対する謝礼、心付け等は固くお断りいたします。

8、禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9、非常災害対策

① 防災設備 スプリンクラー、消火器、非常用滑り台、自動火災報知設備、非常通報装置

② 防災訓練 年2回

③ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

上記の訓練実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

10、身体拘束について

当事業所は、原則としてご利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、当事業所の医師がその態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診察録に記載し、必要最小限度の範囲で行う事があります。

11、虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針を整備する。
- ③虐待防止するための定期的な研修を実施する。
- ④前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

12、業務継続計画について

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する通所リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (2)当事業所は、介護職員その他の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3)当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

13、衛生管理について

当事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の防止マニュアルを作成し、その防止のための体制を整備します。

- ①当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ②当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③当事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- ④「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

14、事故発生時の対応

通所利用者に対する介護予防通所リハビリテーションサービスの提供により、事故が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族などの身元引受人もしくは指定される方に速やかに連絡をします。また、重大な事故については、遅滞なくその概要を市町村に報告することとします。また、事故が発生した場合は、再発を防ぐため、事故の原因を解明し、その対策を講じます。

通所利用者に対する介護予防通所リハビリテーションサービスの提供により、当事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、賠償を速やかに行います。また、利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合は、利用者にその賠償を求められることがあります。

15、苦情の受付について

当事業所のサービスに関する苦情やご相談については「苦情申出窓口」を設置しております。

- (1)苦情受付担当者【看護介護課長】谷上 友希
(TEL) 0868-38-1880 (FAX) 0868-38-1891

・苦情は口頭でも受け付けますが、1階事務所及びサービスステーションのカウンターに「ご意見箱」を設置しておりますのでご利用下さい。

(2) 苦情解決責任者 施設長 武部 美江

苦情解決委員 勝央苑事務局長、看護課長、看護・介護係長、介護支援専門員

訪問介護事業所たんぼぼ管理者 以上

(3) 苦情解決の方法

①苦情の受付	苦情は、面接・電話・書面などにより苦情担当者が随時受け付けます。																								
②苦情受付の報告・協議	受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告する。苦情解決責任者は苦情解決委員会を開き解決について協議する。																								
③苦情解決のための話し合い	苦情解決責任者は、苦情解決委員会での協議をふまえて、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。解決できない時は、第三者に仲介を依頼することがあります。																								
④「運営適正化委員会」の紹介	解決できない苦情がある時は、岡山県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会または、保険者・岡山県国民健康保険団体連合会に申し立てることができます。 <table><tr><td>・岡山県社会福祉協議会</td><td>岡山市北区南方 2 丁目 13-1</td><td>086-226-9400</td></tr><tr><td>・岡山県国民健康保険団体連合会</td><td>岡山市桑田町 17-5</td><td>086-223-8811</td></tr><tr><td>・勝央町介護保険係</td><td>勝央町平 242-1</td><td>0868-38-7102</td></tr><tr><td>・美作市介護保険係</td><td>美作市北山 390-2</td><td>0868-72-7701</td></tr><tr><td>・津山市高齢介護課</td><td>津山市山北 520</td><td>0868-32-2070</td></tr><tr><td>・奈義町こども・長寿課</td><td>奈義町豊沢 327-1</td><td>0868-36-6700</td></tr><tr><td>・美咲町長寿しあわせ課</td><td>美咲町原田 1735</td><td>0868-66-1167</td></tr><tr><td>・西栗倉村保健福祉課</td><td>西栗倉村影石 33-1</td><td>0868-79-2233</td></tr></table>	・岡山県社会福祉協議会	岡山市北区南方 2 丁目 13-1	086-226-9400	・岡山県国民健康保険団体連合会	岡山市桑田町 17-5	086-223-8811	・勝央町介護保険係	勝央町平 242-1	0868-38-7102	・美作市介護保険係	美作市北山 390-2	0868-72-7701	・津山市高齢介護課	津山市山北 520	0868-32-2070	・奈義町こども・長寿課	奈義町豊沢 327-1	0868-36-6700	・美咲町長寿しあわせ課	美咲町原田 1735	0868-66-1167	・西栗倉村保健福祉課	西栗倉村影石 33-1	0868-79-2233
・岡山県社会福祉協議会	岡山市北区南方 2 丁目 13-1	086-226-9400																							
・岡山県国民健康保険団体連合会	岡山市桑田町 17-5	086-223-8811																							
・勝央町介護保険係	勝央町平 242-1	0868-38-7102																							
・美作市介護保険係	美作市北山 390-2	0868-72-7701																							
・津山市高齢介護課	津山市山北 520	0868-32-2070																							
・奈義町こども・長寿課	奈義町豊沢 327-1	0868-36-6700																							
・美咲町長寿しあわせ課	美咲町原田 1735	0868-66-1167																							
・西栗倉村保健福祉課	西栗倉村影石 33-1	0868-79-2233																							

持ち物

- ・動きやすい服装でお願いいたします。
- ・室内靴をご用意ください。
- ・お茶のペットボトルまたは水筒。(お水は準備してあります)
- ・連絡帳
- ・おむつ(必要な方)

・常用されている薬がありましたら、通所日に服用される薬をご持参下さい。

※持ち物にはすべてにはっきり記名してください。(記名のないものの紛失については施設では責任を負いかねます。)

※欠席の連絡について

介護予防通所リハビリテーションを休まれる場合は、前日の午後5:30までに連絡してください。

また、当日都合で休まれる場合は午前8:30までにご連絡ください。

※医療受給者証の確認について

介護予防通所リハビリテーション利用開始時に確認させていただきます。